

第 127 回
宍粟市議会 (定例会)

代表質問・一般質問通告書

宍粟市議会



代表質問通告書

受付番号 1 号
令和 8 年 2 月 23 日

宍粟市議会議長 様

公明市民の会 代表

宍粟市議会議員 田村 純司

次のとおり代表質問を行いたいので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 2 月 23 日 23 時 14 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
非核三原則堅持を 求める要望及び意 見書について	「高市政権」は、これまでの日本の平和を守り抜く上で基盤となってきた「非核三原則」の堅持を明言せず、核共有をも「政策転換」の範囲にあるとの疑念が消えていない。 そこでこの「非核三原則」である「作らず・持たず・持ち込ませず」を堅持してもらえる様な意見を国へ要望して頂きたく思うと共に市長の思いなり見解を伺う。
届きにくい声に対 する支援について	年々猛暑が増し、熱中症により体調を崩したり、最悪家の中でも命を落とすなど災害級の夏が今年も予測される。 市として、低所得者・独居老人等の世帯把握や支援について、今後の見解を伺う。 市では、「地域活動支援センター事業補助金交付要綱」が制定されており、障がいのある方が地域社会で自分らしく生活するために必要な訓練やサポートを行う地域活動センターへの支援をしている。支援センターへ通われる方はサービスを受けられているが、支援センターへも通うことが出来ず、家からも出られず先行きが心配であるとの高齢の親御さんの声がある。いわゆる「8050 問題」である。宍粟市として、この様な世帯がどれくらいあるのか、どの様な支援が必要であるのか等の現在の対応状況並びに今後の見解を伺う。



代表質問通告書

受付番号 2 号
令和 8 年 2 月 23 日

宍粟市議会議長 様

しそく結の会 代表
宍粟市議会議員 神吉 正男

次のとおり代表質問を行いたいので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 2 月 23 日 13 時 12 分 受付

質 問 事 項	
自転車の交通違反 (青切符制度導入) について	<p>令和 8 年 4 月から自転車にも青切符制度が導入され、一定の交通違反に反則金が科されるようになる。自転車事故の増加や従来の赤切符手続きの課題を踏まえ、迅速で実効性ある取締りを行うための制度改正とのことである。</p> <p>自転車は市民の重要な移動手段であり、この制度は市民生活に大きく関わるため、内容の周知が不可欠だと考える。</p> <p>そこで、市は学校や自治会との連携、広報紙などを通じ周知や広報を行うのか伺う。</p>
市道山田下広瀬線の 全線開通による 効果と影響につい て	<p>都市計画道路山田下広瀬線の全線開通により、播磨山崎郵便局西側の市道山田山田町線に対して直線的になり、県道宍粟下徳久線と 4 差路のように形成されることから、交通量が多く通学路でもある当該区間において交通安全上のリスク増大が懸念される。</p> <p>また、既に付近に信号機が設置されていることから、信号機の追加は交通滞留や渋滞を招くおそれもある。</p> <p>利便性の向上と地域住民の安全確保を両立する観点から、市の見解と具体的な対応策を伺う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 年月の経過を踏まえ、全線開通を迎えるこの都市計画道路による効果をどのように想定しているか。また、既存県道と交差することによる交通安全上のリスクを現時点でどのように分析しているか。2. 信号機の設置に代わり、どのような代替案や交通制御の工夫を検討しているか。3. 通行方向を制限する通行抑制措置が効果的だと考えるが、交差点形状の工夫、速度抑制策、視認性向上策など、歩行者・自転車の安全確保策を検討しているか。



一般質問通告書

受付番号 3 号
令和 8 年 2 月 20 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 大久保 陽一

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 2 月 20 日 8 時 30 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
高齢化社会への受け止めについて	年を重ねるということは、物忘れが多くなるだけでなく、新しいことが覚えにくくなることなのだと言った。生活の中で実感することが多くなった。30 歳代 40 歳代の若い人には簡単に出来る事も高齢の方には困難な場合が多いということを、私たちは改めて心に持ち続けておくことが大切だと考える。更に進んでいく超高齢化社会に向け、より一層、あらゆる窓口業務において丁寧な市民対応が行政に求められると思う。市の受け止めを伺う。
上下水道は、市民と行政をつなぐ	昨年 1 月に埼玉県八潮市で起きた道路陥没事故。下水道管が腐食により破損し、破損した部分の亀裂から土砂が入り込むことによって地中に空洞ができたことが原因とみられている。一年以上経過した今日に至っても復旧途中とのことである。 また、昨年 11 月に開催された議会報告会（わがまちトーク）においても、上下水道に対する市民の方々の関心の大きさを感じた。 ① 上記の道路陥没事故を受けて本市においても緊急点検が行われたのかどうか伺う。 ② 本市の水道事業の有収率（浄水場から送り出した水の総量のうち、料金として請求できた水が占める割合）が、宍粟市水道ビジョンによると 85% 台であるが、現状を伺う。また、平成 28 年度から令和元年度にかけての有収率が若干悪くなっているが、現状について、また、どのような課題があるのか伺う。 ③ 上下水道の施設・設備に係る電子データ化の現状と進捗状況について伺う。 ④ 宍粟市の基幹管路、配水管路の耐震化については、どのような計画により進捗を図っていくのかを伺う。 ⑤ 漏水調査において、他市との広域化や AI を活用することに関しての市の考えを伺う。 ⑥ 水道検針員の確保状況について伺う。また、スマートメーター

質 問 事 項	質 問 要 旨
<p>誰もが楽しめる公園整備について</p> <p>「共同親権」について</p>	<p>活用の現状や課題について伺う。栃木県足利市が行っている市民参加型水道検診アプリなども今後の参考になるのでは思うが如何か。</p> <p>障害者差別解消法は、障がいは当事者本人にあるのではなく、当事者が感じる不便さや生きにくさは社会の責任において克服すべきものであるという考え方、すなわち障がいの社会モデルという考え方に基づいた法律である。この法律は、不当な差別の禁止と合理的配慮の提供を自治体に義務づけた。障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とし、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」と第5条に明記されている。</p> <p>① 大人になってからではなく、幼児期から障がいのあるなしに関係なく交流し、共に遊ぶことによって障がいの有無によって分け隔てしないことを自然と身につけていくことが期待される。このような視点をもって市の公園整備（インクルーシブ遊具）を進めていくことについての市の考えを伺う。</p> <p>② 宍粟市の公共施設などにおいても設置が進んでいる多機能トイレ（多目的トイレ）についての今後の方向性と課題を伺う。</p> <p>離婚後の父母双方に子の親権を認める「共同親権」が本年4月から導入される。「共同親権」導入後、市の市民対応業務にどのような影響があると考えられているのか伺う。</p>



一般質問通告書

受付番号 4 号
令和 8 年 2 月 20 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 新庄 優子

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 2 月 20 日 9 時 3 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
回復期病棟新設の可否判断と人材確保の取組について	<p>兵庫県地域医療構想では回復期病床が不足しており、宍粟市でも急性期後の患者が市外へ転院している現状がある。公立宍粟総合病院の新病院に回復期リハビリテーション病棟が整備されれば、患者・家族の負担軽減や在宅復帰率向上につながると考える。そこで以下について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 令和 8 年度の収支シミュレーションはどのような見通しで進めているのか。2. 令和 8 年度の診療報酬改定を見据え、同院が西播磨圏域でどのような役割を担うべきと考えているか。3. 公立宍粟総合病院に回復期リハビリテーション病棟を新設することについて、市としての考えは。4. 医療従事者の確保が今後ますます厳しくなるなか、離職防止と採用について、市はどのような施策をもって人材確保に取り組むのか。
放課後の時間変化に備えた中学生の自立支援とリスクマネジメントについて	<p>12 月議会で教育長は「中学生に時間のマネジメントを行う必要がある」と答弁された。そこで以下について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 時間のマネジメントを行うことでめざす具体像は何か。また、市としてどのようなリスクを想定し、どのように対処しようとしているのか。2. 放課後や長期休暇における子どものトラブルの現状はどうか。その要因分析と取組の効果検証の方法について。3. スマホ利用や金銭管理など家庭要因に関わる学校外トラブルの現状はどうか。教育委員会としてどこまで関与・指導する方針なのか。また、保護者支援の具体的施策とその評価指標について。



一般質問通告書

受付番号 5 号
令和 8 年 2 月 20 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 片山 尚徳

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 2 月 20 日 9 時 24 分 受付

質問事項	質問要旨
<p>国策連携による地域再生について</p>	<p>宍粟市は、人口減少と高齢化が進み、税収の増加は限定的である。日々の議員活動を通じて強く感じているのは、全ての政策課題の根底に「財源不足」という壁があることである。</p> <p>このまま人口減少と税収減少が続けば、守りの行政運営に終始し、地域の活力はさらに失われかねないと感じる。</p> <p>だからこそ今、目先のコスト論ではなく、将来の宍粟市を生き残らせるための未来投資を行う必要がある。</p> <p>日本は今、次世代エネルギー、AI、データ基盤整備、先端農業に国家的投資を進めており、国策として推進されている分野である。宍粟市は、中山間地でありながら広大な面積を誇り、冷涼な気候や自然災害リスク分散拠点としての立地という強みを持っている。こうした地域特性を活かし、国の研究機関、実証施設、先端技術を持つ企業、さらには国有施設の誘致を目指すべきではないか。そこで宍粟市の見解を伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国策関連施設や研究機関を誘致した場合、どの程度の経済波及効果が得られるか試算などできないか。 2. 市として国との直轄的なパイプ構築に向けた具体的な取り組みはあるのか。 3. 誘致の基礎調査や研究からでも着手する考えはないのか。
<p>選ばれる「宍粟市」としての学校施設と地域おこし協力隊について</p>	<p>宍粟市は今、人口減少という現実の中で、他の自治体を抜き出でてでも「選ばれる存在」にならなければならない局面に立っていると考える。これからの自治体は、ただ存在するだけでなく、子どもたちにとって誇れる「まち」であるか。移住希望者にとって魅力ある「まち」であるか。市外から来た人材が、その技能や経験を最大限に発揮できる環境が整っている「まち」であるか。その“基本姿勢”が厳しく問われる時代である。そして、その姿勢は抽象的な理念にとどまるものではなく、教育環境の整備や学校施設の在り方、さらには地域おこし協力隊の募集・運用の在り方といった、具体的な施策に表れるものと考え。そこで、宍粟市の見解を伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市内の学校施設においては、外壁の汚れや劣化が目立つ箇所

質 問 事 項	質 問 要 旨
	<p>が見受けられ、安全性に直結する事ではないが、学校は単なる建造物ではなく、子どもたちが一日の大半を過ごす場所であり、保護者が学校行事で訪れる場所でもある。そして地域にとっては「地域の顔」である。</p> <p>学校施設の維持管理について、市としてどのような基準・方針を持っているのか。計画的な改修・洗浄等の実施予定はあるのか。</p> <p>2. 本市においても地域おこし協力隊員が活動されているが、地域おこし協力隊は、人手不足の補完要員ではなく、外部の視点を持ち、地域の価値を再発見し、発信し、新たな動きを生み出す存在である。活動テーマを戦略的に設定し、本市の重要課題と連動しているかが明確でないと只単に、国の「制度を活用しているだけ」に留まる。</p> <p>そこで、市の総合計画や人口減少対策とどのように連動していると宍粟市は考えているのか。</p> <p>3. 他市町においては豊岡市が、地域おこし協力隊の受入れに積極的で移住政策の柱として感じているが、本市との相違をどの様に捉えているのか伺う。</p>



一般質問通告書

受付番号 6 号
令和 8 年 2 月 20 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 内海 昌

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 2 月 20 日 15 時 45 分受付

質問事項	質問要旨
部活動地域展開について	<p>学校部活動の地域展開が全国的に進められている。この取組は子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を将来にわたり保障するための大きな制度転換である。だからこそ、丁寧な議論と準備が必要であると考えます。</p> <p>令和 10 年 10 月に完全移行をめざす部活動の地域展開について、次の点を問う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 部活動地域展開室が教育部ではなく、まちづくり部に設置される経緯と理由は何か。また、教育部との役割分担及び最終的な責任の所在はどこにあるのか。2. 地域展開の進捗状況について、市民、児童生徒及び保護者への情報発信はどのように行っているのか。今後、説明会や意見聴取を実施する予定はあるのか。3. 地域展開に向けた地域クラブと国の補助金を活用して行う実証実験の指導者確保の見通しはどうか。現在活動している部活動指導員は会計年度任用職員に限定せず、会社員や地域で働く方々も参画しやすい制度設計を検討する考えはあるのか。



一般質問通告書

受付番号 7 号
令和 8 年 2 月 20 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 船元 良子

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 2 月 20 日 17 時 00 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
官民連携による二地域居住促進と関係人口の創出について	<p>日本全国において人口減少対策は最重要課題であり、宍粟市においても人口減少、少子化、過疎化の進行は深刻な課題である。第 2 次総合戦略において「森林から創まる地域創生」を掲げ、移住定住の促進に取り組んできた。しかし、完全な移住のハードルは高く、また全国的な人口奪い合いの中で、新たな戦略が求められる。</p> <p>こうした中、国は令和 6 年 11 月、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」を改正、通称「二地域居住促進法」を施行。この法律は、従来の観光客を待つ姿勢から、住まいと仕事場を用意し、二地域居住者を積極的に呼び込む姿勢へと、国の政策を転換させるものである。</p> <p>具体的には、市町村が計画を作成することで、空き家改修やコワーキングスペース整備に国の予算がつき、本来住居しか建てられない場所でもオフィスが作れるようになるなど、規制緩和と財政支援がセットにである。</p> <p>まさに森林資源や空き家というポテンシャルを持つ本市にとって、追い風となる法律である。この機を逃さず、先行者利益を得るべきという観点から 4 点質問する。</p> <p>1. 新法に基づいた「特定居住促進計画」の策定と民間活力の導入について</p> <p>自治会の協力のもと行政職員だけで空き家の掘り起こしやマッチングを行うには限界がある。新法では、市町村長が NPO や民間企業を「特定居住支援法人」に指定し、空き家情報の提供などを行える制度が創設された。本人の同意のもと、個人情報の保護を前提としつつ、支援法人を指定すべきと考えるが、市の見解を伺う。</p>

質 問 事 項	質 問 要 旨
	<p>2. ふるさと住民登録制度を見据えた関係人口の可視化について関係人口の組織化について、SNS 等による情報発信、交流のデジタル関係人口創出にとどまらず、市外のファンに農作業や空き家片付けなどを手伝ってもらい、担い手マッチングの仕組みを作ってはどうか。市の見解を問う。</p> <p>3. 宍粟の強み（森林）を生かした教育と仕事の環境整備 宍粟版デュアルスクールの導入について市の方向性を伺う。既存の区域外就学制度を柔軟に運用し、住民票を移さずに都市部の子どもが短期間通える「しそ森のデュアルスクール」を実施してはどうか。市の見解を伺う。</p> <p>4. 働く場の整備について 滞在型コワーキングの整備と法の特例を使い、ただの作業場ではなく、地域住民や移住者が交流して新たな事業を生み出す「滞在型コワーキングスペース」を整備してはどうか。市の見解を伺う。また既存のコワーキングスペースの事業所との連携についても合わせて市の見解を問う。</p>



一般質問通告書

受付番号 8 号
令和 8 年 2 月 21 日

宍粟市議会議員 様

宍粟市議会議員 八木 雄治

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 2 月 21 日 20 時 47 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
次代を担う子どもたちの森林教育(森林環境教育)の推進について	<p>本市の面積の約 90%を占める森林は、私たちの貴重な財産であり、次世代に引き継ぐべき宝である。しかし、現代の子どもたちにとって、山は身近にありながら「遠くから眺めるもの」あるいは「入ってはいけない場所」になってはいないか。かつては生活の一部であった山が、今や意識の外にあり、この「心の距離」を縮めることこそ、今、本市の教育に求められている視点では無いかと考える。</p> <p>そこで私は、地域の卓越した教育資源である「森林大学校」との連携について伺う。</p> <ul style="list-style-type: none">・小中学校の「総合的な学習の時間」において、地域の森林や林業をテーマにした授業はどの程度行われているか。・森林への関心を高めるための体験型学習の充実として、座学だけでなく、間伐体験、植樹、木工工作など、子どもたちが「楽しい」と感じる体験プログラムを市として支援できないのか。・森林大学校との連携・交流について、宍粟市にある森林大学校は、高度な知識と技術を持つ「森のプロ」の養成機関である。大学生と小中学生が交流することで、子どもたちにとってキャリア教育（職業観の形成）に繋がるのではないか。・森林大学校との連携及び交流を推進するにあたり、市としても大学校に対する何らかの補助措置を講じることは可能か。

質 問 事 項	質 問 要 旨
徒歩・自転車通学路 における除雪につ いて	<p>積雪時、徒歩、自転車で通学している児童、生徒が通学している歩道等の除雪作業は、現状どの様になっているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車道の除雪によって歩道等が雪で埋まり、児童が車道を歩かざるを得ない状況を把握しているか。それは『除雪完了』と言えるのか。 ・自転車で通学している路線において、路肩の排雪は計画に含まれているのか。また、路面凍結による自転車の転倒事故や、それに起因する自動車との二次被害事故について、責任の所在をどのように認識されているのか。 ・徒歩・自転車通学の子どもたちの安全確保については、どのような予算・人員の配分を行っているのか。



一般質問通告書

受付番号 9 号
令和 8 年 2 月 21 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 野口 裕紀子

次のとおり一般質問を行いたいので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 2 月 22 日 14 時 22 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
医療と介護について	<p>国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年に公表している将来推計人口では、本市の高齢化は 2020 年時点で 36.3%に達し、2040 年には 48.2%、つまり『概ね 2 人に 1 人が高齢者』という極めて深刻な局面を迎える。一方で、本市の社会減少率は県内ワースト 3 位（約△1.04%）を記録するなど、若年層の流出に歯止めがかからず、医療・介護を支える担い手の確保は困難を極めてしている。さらに、独居高齢世帯の増加に加え、2040 年には団塊ジュニア世代が高齢期を迎えることで、ケアの需要は質・量ともに一段と高まることとが確実視されている。</p> <p>現在、国が進める新たな地域医療構想においては、単なる病床数の議論ではなく、患者の病態に応じた『機能分化』と地域完結型医療の構築『連携強化』が求められている。本市のように、医療資源に限られ、かつ在宅復帰が困難な独居高齢者が急増する地域においては、急性期治療後の受け皿をいかに確保し、医療と介護の垣根をなくし、一体となって生活を支えられるか。これこそが、今求められている地域医療の砦と考える。</p> <p>そこで、次の点について伺う。</p> <p>① 医療と介護の両方を必要とする高齢者の受け皿を、宍粟市としてどう確保していくのか</p> <p>② 医療ニーズの高い高齢者が増える中、現行の特別養護老人ホーム・老人保健福祉・在宅医療だけで対応できると考えているのか</p> <p>③ 現在建設を進めている新病院に、医療と介護の両ニーズに一体的に対応できる『介護医療院』の機能を組み込む考えはあるか</p>

質 問 事 項	質 問 要 旨
<p>公立病院経営強化ガイドラインに基づく機能分化と、病院事業債特別分の活用について</p>	<p>宍粟総合病院の新病院建設は、本市の将来を支える最重要プロジェクトの一つである。しかし、膨大な建設費と将来の維持管理費は、市財政にとって大きな負担となる。</p> <p>ここで注目すべきは、総務省が示す『機能分化・連携強化』に伴う財政支援である。指針によれば、基幹病院と後方支援病院との間で、役割分担や病床転換を明記した『連携協約』等を締結し公表することで、病院事業債の元利償還金の40%に交付税措置がなされる。40%の交付税措置とは、数億円～数十億円単位の公金節約に直結する。これは、単なる建替えではなく、地域全体で医療の最適化を図る『経営強化』に取り組む自治体への強力な後押しである。この措置を受けるためには、近隣医療機関との役割分担を明確にした『連携協定』の締結と公表が不可欠である。</p> <p>そこで、次の2点について伺う。</p> <p>① 現在計画されている新病院建設において、この交付税措置を受けるための連携協定の実行についての検討はなされているのか。</p> <p>② 市長の財政健全化と地域医療継続を両立させるための戦略的な見解を伺う。</p>
<p>新病院整備工事費について</p>	<p>新病院整備工事においては、現在予定どおりの進捗状況である。工期は令和7年7月3日～令和9年11月30日まで、工事費は15,987,180,000円(税込)。</p> <p>物価や人件費等の高騰が著しい現状であるが、これまでの説明どおり、この金額より増えることはないか伺う。</p>



一般質問通告書

受付番号 10 号
令和 8 年 2 月 22 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 横山 泰幸

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 2 月 22 日 23 時 09 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
宍粟市の農業の持続化について	<p>福元市長は「農業を守っていく担い手がない、農業を続けられないと地域を守れない。という切実な声を数多く聞かせていただきました。こうした思いに触れ、あらためて市民の皆さまの思いを胸に刻みました。そして将来への不安を解消していくために強い信念を持って取り組んでいくことを決意しました。」と広報し、そう決意表明されていた。</p> <p>市長が語られた、宍粟市の農業の不安を解消していくための強い信念が今後どのような方向性を描いているのか、市の見解を伺う。</p>
宍粟材のブランド化と林業振興について	<p>宍粟市は地域の約 9 割を森林が占める、まさに林業と共に歩んできたまちである。1923 年（大正 12 年）発刊の『兵庫縣宍粟郡誌』には、「林業は本郡の生命なり。全地積の 9 割は森林で林業労働による所得も亦甚大なり。」と記されており、当時から「宍粟スギ」は素材生産地として広く知られている。1960 年代までは木材伐採や炭焼きが盛んで、林業は本市の主要産業として栄えていた歴史がある。</p> <p>しかし現在、林業を取り巻く環境は大きく変化しており、地場産業としての林業を再び活性化させるためには、新たな視点での取り組みが必要である。そこで提案するのが「宍粟材のブランド化」である。</p> <p>小学校で 6 年間使用した机の天板は、卒業時に記念品として自宅へ持ち帰ることになっている。しかし、単に持ち帰るだけでなく、家庭で役立つ別の形へと生まれ変わらせる提案ができないだろうか。卒業記念として、木育の観点から、そして環境への配慮という点からも、卒業前に児童自身がアイデアを考える取り組みは意味深いはずである。</p>

質問事項	質問要旨
<p>サッカー場(多目的グラウンド)の整備の進展について</p>	<p>例えば折りたたみ式の脚を取り付けてサイドテーブルにするなど、実用的な家具へと加工しておけば、家に中のいつも目に入る場所に置いておくことができる。これこそが、本当の意味での“記念品”と言えるのではないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宍粟材の認知度向上を図る為に、宍粟材を使用した新一年生用学習机の天板を他市町や他県へ積極的に売り込んではどうか。 2 住宅資材として宍粟材を使用した場合、市内での新築には最大140万円の補助制度があるが、市外・県外で使用した場合にも補助対象を広げ、併せて「宍粟の木はあなたと生きていきます。」といった感謝状を市長名で贈るなど、宍粟材の魅力を全国に発信する取り組みを行ってはどうか。 3 市内の事業所は森林整備・保全・活性化を進め、健全な森林の育成につなげている。そこで本市が掲げる『しそう森林王国』の名を、全国に広く発信していくために森林環境譲与税を活用し推進してはどうか。 <p>9月の一般質問で、サッカー場の整備について質問をした。市長より「施設の長寿命化対策や人口減少によるスポーツ人口の減少も踏まえると、サッカーも含めた多目的に使えるようなグラウンドを総合的に検討する必要があると考えている。」との返答をいただいた。</p> <p>その後、多目的グラウンド整備について、話し合いの機会は持たれたのか。またどのように進展しているのか、検討状況を伺う。</p>



一般質問通告書

受付番号 11号
令和8年2月23日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 垣口 真也

次のとおり一般質問を行いたいので、会議規則第64条第2項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和8年2月23日8時14分受付

質問事項	質問要旨
「財源確保」から「まちづくり戦略」へ	<p>先般、宍粟市商工会、市内事業者、そして宍粟市の三者で構成されている「ふるさと納税推進委員会」が、事業者向け説明会を開催されたと伺っている。これは、市・商工会・事業者が一体となって取り組む体制づくりとして、大変意義深く、宍粟市のふるさと納税が新たな段階へ進んだものと受け止めている。一方で、ふるさと納税は、単に返礼品によって寄附額を競う制度にとどまるものではなく、宍粟市の魅力や価値を全国に発信し、宍粟市に共感し、応援していただく“関係人口”を創出する重要な機会でもある。さらに言えば、それは地域産業の育成やブランド価値の向上、そして将来の宍粟市を支える人材づくりへと繋げていくべく、まちづくりの戦略的な取り組みだと考えている。そこで、以下の質問に対し、市の見解を伺う。</p> <p>① ふるさと納税は、単なる財源確保にとどまらず、寄附者に宍粟市の魅力や想いを伝え、“宍粟市のファン”を増やしていくことが重要だと考える。寄附をきっかけとして継続的な関わりを生み出し、関係人口の創出や宍粟市の価値向上へと繋げていくため、市としてどのような戦略の方針を持って取り組まれるのか。</p> <p>② ふるさと納税は、事業者にとって新たな販路開拓の機会であり、地域産業の振興にも繋がる重要な制度である。返礼品の充実に加え、事業者支援や商品開発、ブランド化を進め、地域産業の成長と担い手育成へ繋げていくべきと考えるが、市の支援体制と今後の方向性について伺う。</p> <p>③ 現在、地域創生課が担当されているが、今後さらに戦略的に推進していくためには、専門的に企画・分析・事業者支援を担う体制の強化が不可欠だと考える。例えば、地域創生課内に「ふるさと納税サポート室」のような専門的窓口を設置し、ふるさと納税を宍粟市の将来戦略の柱として推進するための庁内体</p>

質 問 事 項	質 問 要 旨
宍粟総合病院の機関紙を全戸配布に	<p>整備の必要性について、どのように捉えているのか。</p> <p>「地域の皆様から信頼され親しまれる病院を目指して」をキャッチフレーズに、宍粟総合病院が発行している機関紙「にじいろ」は、病院の現状や取組、医師の紹介などを伝える大切な情報発信の手段であると認識している。しかしながら、現在は院内を中心とした配布にとどまっており、市民全体への認知度は十分とは言えない状況にあるのではないかと感じている。来たる令和 10 年 3 月に予定されている新病院の開院に向け、市民の皆さんに病院の役割や必要性、そして「市民のための病院」であることへの理解と関心を高めていくことが重要だと考える。そこで市広報紙との役割分担を図りながら、機関紙である「にじいろ」を全戸配布するなど、積極的な情報発信に取り組むのも、ひとつの活用法だと考えるが、市の見解を伺う。</p>



一般質問通告書

受付番号 12 号

令和 8 年 2 月 23 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 小林 俊子

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 2 月 23 日 14 時 28 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
病院事業について	<p>現在着々と建設が進んでいる新病院整備事業は、宍粟市始まって以来の大事業である。この新病院建設が本市とその市民に与える影響は計り知れず、宍粟市の今後の明暗を左右するものと認識している。</p> <p>現在の宍粟総合病院の医療内容の主たる課題は、人口減少が進む中で「既存の医療内容」を維持し続けていることにあると考える。地域のニーズに合致していない現在の病床機能が、経営の赤字や利便性の低下を招いていると推測する。令和 6 年度の決算で、予算比 10 倍もの赤字を計上し、現金の減少額も過去最大規模に達している。</p> <p>新病院計画では、事業費が当初の 100 億円から約 198 億円へと 2 倍近くに高騰している。そして、収支計画が極めて不可解である。宍粟市や周辺の市町では人口減少に歯止めがかからず回復も見込めない状況である。人口が減少しているにもかかわらず、通院患者数・入院患者数が V 字回復するという無理な試算に基づいた収支計画であり、4.2 億円の増収を見込んでいるが、これには裏付けとなる根拠がない。</p> <p>公立病院における新病院移転は、地域医療の質を劇的に向上させる最大の好機となるべきである。しかし、現在の宍粟総合病院が抱える深刻な赤字体質を放置したまま移転を強行することは、新病院の誕生がそのまま地域医療崩壊のカウントダウンになりかねない極めて危うい状況である。人口減少という外部要因以上に現在の経営を圧迫している事実、「医療内容と地域ニーズの乖離」を直視しなければならない。現状の医療内容の延長線上にある移転計画は、最終的には地域医療の崩壊を招く恐れさえある。</p> <p>持続可能な経営体質の確立こそが、公立病院として地域住民の命と暮らしを守る唯一の、そして最大の地域貢献である。そこで宍粟総合病院の財務に係る疑問点について伺う。</p>

質問事項	質問要旨
<p>営業部設置事業について</p>	<p>① 令和7年度の宍粟総合病院の純損益及び現金増減額の見込みを伺う。</p> <p>② 宍粟総合病院の不採算部門は、どれくらいの赤字があるのか、繰入金を含めた中で、その金額を伺う。</p> <p>③ 4・5・6年度病院事業特別会計の当初予算において、医業外費用が、それぞれ約4千万円計上されて、決算では、それぞれ約1.5億円となっている。過去の決算では約1.5億円の医業外費用となっている中で、令和7年度予算も医業外費用が約4千万円となっているのは、どうしてなのかを伺う。</p> <p>④ 新病院計画において、財源内訳で病院資金から10.7億円充当となっている。病院資金10.7億円は充当できるのか、また開院時の現金保有額の見込みを伺う。</p> <p>⑤ 新病院の収支シミュレーションでは医業収益が現在より約4億円増収となっているが、その根拠を伺う。</p> <p>⑥ 新病院の収支シミュレーションで、令和8年度の診療報酬改定等を含む収益と人件費・材料費等の費用を勘案して、純損益及び単年度資金収支の見込み額を伺う。</p> <p>令和3年度より新たに始まった営業部設置事業は、本年度で5年が経とうとしている。本事業は宍粟市の豊かな資源を活用して都市部の企業との関係性を築いていくこと、関係人口を作っていくことが目的とされている。</p> <p>効果的な営業活動により、都市部の企業と市内の事業者が連携するような協業が始まり地域経済の活性化や雇用創出、人材不足の解消といった効果も期待されている。</p> <p>事業概要として次のようなことが掲げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宍粟市の豊かな自然資源を活用した都市部の企業の福利厚生の実 ・社員のメンタルヘルスケアのサポート ・森林セラピー、カヌー、E. BIKE、キャンプ場などの利用促進 ・サテライトオフィスの誘致 ・企業版ふるさと納税のPR 等 <p>そして、営業部設置事業は宍粟市が公共団体として直接アプローチが難しい営業を行うため、民間事業者を宍粟市営業部として任命している。</p> <p>そこで以下の点について市の見解を伺う。</p> <p>① 事業の開始以来、現在に至るまでの事業金額の総額(可能であれば7年度分も算入含む)と、その成果内容を伺う。</p>

質問事項	質問要旨
	<p>② 2024年度個別体験ツアーが6回開催され、13社19名が参加されている。参加者は企業の総務・人事担当者・中小企業経営者であり、その目的は宍粟ウエルネスプログラムを実体験し、各々の事業所で、福利厚生の一貫として取り入れてもらう事と認識している。それ以降、この体験団体との事業展開はいかにか伺う。</p> <p>③ この事業により宍粟市、宍粟市民にとって、地域経済の活性化・雇用創出・人材不足の解消等、どのような貢献があったのか伺う。</p>



一般質問通告書

受付番号 13 号
令和 8 年 2 月 24 日

青森市議会議長 様

青森市議会議員 緒方 加奈

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 2 月 24 日 10 時 48 分受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
<p>障がいのある子どもたちの支援体制について</p>	<p>障がいのある子どもたちが利用してきた本市の「こどもスクスク教室事業」が令和 7 年 3 月末で終了した。終了に際しては、市内の医療機関や関係施設への紹介等の対応がなされたと承知している。</p> <p>しかしながら、多くのご家族が市外施設への遠距離通所という状況にも直面しており、現在は交通費助成や家族交流の場はあるものの、療育や預かりを受けられる体制が十分であるかについて、改めて現状を検証し、必要な支援のあり方を整理する時期にきているのではないかと考える。</p> <p>すべての子どもたちがその子らしく安心して育ち、保護者の方々も安心して子育てができる環境を整えることは、本市の重要な責務である。</p> <p>そこで、以下の点について伺う。</p> <p>① 本市の支援体制の現状認識について 播磨科学公園都市にある児童発達支援センター「たんぽぽ」は 4 市 3 町で構成され、本市も分担金を負担しているが、年間延べ利用者数 5,055 人のうち、本市の利用は延べ 166 人と伺っている。この状況について、市としてどのように受け止め、利用が少ない要因をどのように分析しているのか伺う。 また、近隣市町では、身近な療育拠点の整備や長期休暇中の預かりが実施されているが、本市の療育支援体制を他市町と比較した際の現状認識と課題分析について伺う。</p> <p>② 身近な地域における療育及び預かり拠点の整備について 利用が少ない背景には、距離的課題や送迎負担など、通いたくても通えない事情も想定される。 保健センター、診療所、公共施設の空きスペース等を活用し、身近な地域で療育や一時預かりを受けられる拠点整備について、今</p>

質問事項	質問要旨
	<p>後検討する考えはあるか伺う。</p> <p>③ 医療的ケア児等への支援体制の強化について 医療的ケア児や重度の障がい児の居場所確保は、保護者にとって切実な課題である。学校に配置されている看護師等の専門職を活用し、長期休暇中に日中一時支援事業と連携した預かり体制を構築することについて、市の見解と今後の可能性を伺う。</p>



一般質問通告書

受付番号 14 号
令和 8 年 2 月 24 日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 廣重 希美

次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第 6 4 条第 2 項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和 8 年 2 月 24 日 11 時 56 分 受付

質 問 事 項	質 問 要 旨
宍粟市における除雪のこれからについて	<p>宍粟市では除雪機の購入補助を行っているが、現場では高齢化もあり「機械があってもオペレーターがいない」「自治会の内部組織では対応しきれない」「除雪組織をつくるのが難しい」「個人としての対応には限界がある」という現状がある。そのなかで、除雪車の受託事業者が除雪した後の雪の壁や、歩道や家まで続く細い道が放置されることで、高齢者が家に閉じ込められる不安は深刻化してきている。</p> <p>そこで以下の点について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 受託事業者の現在地が把握できるシステムの導入をお試しからでも考えられないか。たとえば、現在地を把握し、web 上などでピンポイントに発信することで、現状が見えないことでの不満の解消や、自主的な除雪が二度手間にならないような意識ができる情報発信としてもよいと考えるがいかがか。2. 雪の日だけの有償ボランティアの仕組みの再検討で積雪時の助け合いを改めて意識してもらうために周知する。自力で雪下ろしができない世帯等を対象とした「宍粟市高齢者世帯等屋根の雪下ろし補助事業」を基に、現時点で実際に活動している各自治会や協力が可能な市内事業者と連携ができる形で、家まで続く細い道の排雪など、積雪による社会的孤立も防げる福祉的な視点と合わせ、制度の再構築はできないか。3. 高齢者等が支援手続きをすることは負担になるため、団体補助や受託型・代理での申請なども可能とするなど、複合的に検討できないか。